

# 第8期愛川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

## ◆◆◆計画策定の背景（P3）◆◆◆

- 第7期計画では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進を図った。
- 今後は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、総人口及び生産年齢人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれ、また、高齢者独居世帯、高齢者世帯及び認知症高齢者の増加により、高齢者保健福祉・介護保険の人的基盤の確保が重要である。
- 第8期計画では、「地域包括ケアの推進」を念頭に令和7年及び22年を見据え、高齢者を取り巻く地域の特性や課題を踏まえ、介護サービス基盤を整備するための取組みを推進するため、計画を策定するものである。

## ◆◆◆国基本指針・計画の位置づけ（P6.7）◆◆◆

- 〈国基本指針〉
- 介護保険法第116条において、令和7年及び22年の中長期的な高齢者人口や介護サービスのニーズを計画に位置づける。
- 〈計画の位置づけ〉
- 老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられ、この2つの計画を一体化して、高齢者の保健福祉及び介護の全般にわたる総合的な計画として策定

## ◆◆◆計画の期間（P8）◆◆◆

令和3年度～令和5年度（3年間）  
 ※ただし、本計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代の急増や現役世代が急減する令和22（2040）年を見据えた中長期的な視点を持つものであり、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図る。

## ◆◆◆基本理念・基本方針（P47）◆◆◆

基本理念：いつまでも ころろ豊かに いきいきと ふれあいとささえあいのまちづくり（※第7期と同様）

基本方針：「地域包括ケアシステムの深化・推進」（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）

「地域共生社会の実現」（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）

※第7期 基本方針「地域包括ケアシステムの構築」（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）  
 第7期計画期間中に新たな介護サービス施設の整備や各種介護予防事業の充実化、医療・介護連携の組織化や広域相談窓口の設置などに取り組み、「地域包括ケアシステム」の構築が進んでいることから、第8期では、この取組みを深化させ、充実させていくことが求められています。

## ◆◆◆基本目標（P48～50）◆◆◆

- (1) 介護予防・生活支援サービスの充実 (2) 介護保険サービス等の充実 (3) 保健福祉の環境整備

課題を抽出

## ◎ 現状の分析と将来推計

(P13～43)

- (1) 人口動態（高齢化率）  
75歳以上が一貫して増加

区分	R2	R5
65歳以上	12,084人	12,402人
総人口	40,067人	39,099人
高齢化率	30.2%	31.7%

- (2) 要介護・要支援認定者数  
認定者数は増加・認定率は微増

区分	R2	R5
認定者数	1,764人	2,020人
認定率	14.2%	15.9%

- (3) アンケート調査の実施  
日常生活の状況、心身の状態、高齢施策への意見などについて調査を実施。

区分	配布数	回収数
認定者	1,000件	638件
一般高齢者	500件	337件
40-64歳	500件	197件

- (4) 介護事業者アンケート等の実施  
町内事業者を対象にアンケート調査及び居宅及び施設サービス事業者のヒアリング調査を実施

- アンケート回答 16事業者
- ヒアリング回答 8事業者

## アンケート調査等から見た主な課題

- ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加を見据えた、多様な生活支援のニーズへの対応
- 中長期的な視点による高齢者への保健事業と介護予防の一体的実施の推進
- 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- スポーツ・レクリエーションや就労、ボランティア活動など、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進、高齢者の移動手段的確保・充実
- 認知症に関する知識の普及・啓発や、「認知症ケアパス」に沿った、関係者の連携による総合的な認知症施策の推進
- 認知症高齢者の増加を見据えた地域密着型サービスの充実や成年後見制度をはじめとする権利擁護の取組み、地域の見守りなど、「認知症ケアパス」に沿った関係者の連携による総合的な支援
- 要介護者やその家族が身近な地域で暮らしやすい環境整備や、家族介護者の介護離職を防止、仕事と介護または子育てと介護の両立を支援する介護保険制度やその他福祉サービスの充実
- 「地域包括ケアシステム」の推進や感染症、災害時の継続的な支援体制の確保
- 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを中心とする、保健、医療、福祉、介護に関する総合相談体制と、権利擁護を含めたケアマネジメント体制の強化
- 身近な地域での生活を支える医療・介護の両方を必要とする人への対応強化
- 外国人介護人材の受け入れ支援など、介護人材の確保に関する課題への対応

## 現状を踏まえ「第8期計画」で取り組むべき事項（ポイント）

- ◆ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加を見据えて、要介護につながるリスク（閉じこもり、低栄養、うつ等）を防ぐ介護予防事業の充実と、買い物支援などの、さまざまな生活支援ニーズへの対応に努めます。◆中長期的な視点を持った保健事業と介護予防事業の一体的な実施を推進します。◆事業者による専門的なサービスとボランティア等による多様なサービスを総合的に提供する仕組みとして「介護予防・日常生活支援総合事業」の充実を図ります。◆スポーツ・レクリエーションや就労、ボランティア活動など、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図ります。◆認知症の人の増加を見据えて、国の「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症の人への早期対応、成年後見制度をはじめとする権利擁護の取組み、地域の見守りなど、「認知症ケアパス」に沿って、関係者の連携による総合的な認知症施策の推進に努めます。
- ◆認知症高齢者とその家族及び介護事業者から、在宅生活を継続するためのサービスの充実等の意見があったことから、認知症高齢者の増加を踏まえ、地域密着型サービスの充実を図ります。◆要介護者やその家族が身近な地域で暮らしやすい環境づくりとともに、家族介護者の介護離職を防止、仕事と介護または子育てと介護の両立を支援する上で、介護保険制度やその他福祉サービスの充実を図ります。
- ◆住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者のみならず、その家族も地域全体で支える仕組み「地域包括ケアシステム」の推進に向けて、感染症対策など新しい生活様式を踏まえた、保健福祉の環境整備に努めます。◆地域住民が抱える悩み、不安のさらなる解消に向け、地域包括支援センターや在宅介護支援センターを中心とした保健、医療、福祉、介護に関する総合相談体制とともに、権利擁護を含めたケアマネジメントの体制強化に努めます。◆65歳以上一般高齢者では、自宅で介護サービスを受けたいという方が多いことから、医療・介護が連携した取組みの強化を図ります。◆介護人材の確保に関する課題や提案を踏まえ、外国人介護人材の受け入れなど、人材確保に向けた取組みを図ります。

## 施策体系（P51）

- (1) 介護予防・生活支援サービスの充実

- (2) 介護保険サービス等の充実

- (3) 保健福祉の環境整備

## 具体的施策（P55～108）

- 介護予防・日常生活支援総合事業
- その他の高齢者福祉サービス
- 健康づくり関連事業
- 認知症施策
- 高齢者の生きがいづくりと社会参加
- 自立生活への支援や介護予防等の取組み及び目標設定
- 居宅サービス
- 施設サービス
- 地域密着型サービス
- 地域支援事業
- 介護保険事業費
- 地域包括ケアシステムの推進
- 相談体制と情報提供体制の整備、住民への啓発
- ケアマネジメントの充実
- 介護人材の確保に向けた取組みの推進
- 介護給付等の適正化への取組み及び目標設定
- 保健福祉サービスの全体調整
- まちづくり・安全対策

## ◆◆◆保険料算定◆◆◆

介護保険事業費（P90）  
 介護保険給付費の推計及び保険料（P92）  
 介護保険法では、介護保険事業の保険料率は概ね3年を通じて財政の均衡を保つものと規定。

試算

	3か年合計	第7期	第8期	伸び率
第1号被保険者数		35,678人	36,983人	3.66%
要支援・要介護認定者数		4,950人	5,788人	16.9%
介護保険給付費等	8,393,451千円		9,667,379千円	15.1%
保険料（基準月額）		5,200円	5,400円	3.8%

◆第8期保険料基準額：月額64,800円（第5段階）

## 〈保険料算定ポイント〉

【増額要因】高齢化の進展による介護給付費の増、介護報酬「0.70%」改定、紙おむつ等購入費助成事業の見直しに伴う市町村特別給付の追加  
 【減額要因】保険者機能強化推進交付金の保険料への充当、高額介護サービス費の上限変更、食費・居住費の助成における負担限度額の見直し、介護保険事業運営基金の取り崩し（2億1千万円）

## ◎ 計画の策定・推進体制（P8・9）

- 計画の策定体制

- (1) 介護保険・地域包括支援センター運営審議会による調査・審議 (2) 上位計画との連携 (3) アンケート及びヒアリング調査 (4) パブリック・コメントの実施

- 計画の推進体制

- (1) 進行管理体制（介護保険・地域包括支援センター運営審議会及び介護事業者）  
 (2) 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表（介護保険・地域包括支援センター運営審議会に報告し評価）